

グループウェアシステム導入運用業務仕様書

令和5年7月26日

目次

第1章	仕様の概要	1
1	システム名称	1
	グループウェアシステム	1
2	導入の目的	1
3	事業の概要	1
4	業務対象期間及びスケジュール	1
5	運用期間	1
6	納品物	1
7	記載外事項・疑義	2
第2章	システム要件	2
1	基本事項	2
2	環境要件	2
3	機能要件	2
4	サーバ要件	3
5	ネットワーク要件	3
6	システム構築	3
第3章	運用及び保守要件	4
1	基本事項	4
2	セキュリティ要件	5
第4章	その他	5
1	特記事項	5
2	一般事項	5
3	その他	5
4	担当者	5

本市が委託する業務の仕様は、次のとおりとする。

第1章 仕様の概要

1 システム名称

グループウェアシステム

2 導入の目的

富里市で稼働しているグループウェアが令和6年3月をもってサービスが終了となるため、本市職員の運用作業軽減と効率的な事務運用を図るとともに、経年的な費用の削減と安定的な運用管理を実現するため、新たなグループウェアシステムを導入するものである。

3 事業の概要

本事業の概要は次のとおりとする。

(1) グループウェアシステム導入業務

- ・システムの調達
- ・ハードウェアの調達
- ・操作研修 等

(2) グループウェアシステム運用業務

- ・システム運用、保守、障害対応
- ・セキュリティ
- ・ハードウェア保守 等

4 業務対象期間及びスケジュール

本稼働予定年月日及びスケジュール策定時の留意事項は次のとおりとし、詳細については別途協議の上、決定する。

なお、本業務については、業務の特性や繁忙期、職員の負担等を考慮した上で、最も効率的で確実なスケジュールを策定し、提案すること。

構築期間：契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで

本稼働日：令和6年3月1日（本稼働日までに操作研修を実施すること。）

スケジュール作成時の留意事項

- ① 導入契約締結後、本稼働までのスケジュール案を明記すること。
- ② 工程及び作業名ごとに、本市との役割分担を明確にすること。
- ③ ソフトウェア・ハードウェア導入時期、業務システムテスト、操作研修等について、その時期を明記すること。

5 運用期間

令和6年（2024年）3月1日から令和11年（2029年）2月28日までを想定する。

6 納品物

この業務の納品物を以下に記載する。この内容に準じた納品物を紙及び電子データで構築期間終了時までに入納すること。なお、この業務を受託した業者が想定する納品物において、確認すべき事項がある場合は、事前に協議すること。

納品物	
・システム等一式	・機能要件一覧
・帳票一覧	・運用保守サービス定義書
・研修テキスト	・操作説明書（管理者向け、業務担当者向け）
・検査結果報告書（カスタマイズを行った場合）	

表 納品物一覧表

7 記載外事項・疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項は、委託者と受託者が協議し決定の上、対応すること。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定の上、対応すること。

第2章 システム要件

1 基本事項

- (1) 利用者側の OS、ブラウザの利用状況に合わせ、必要となるグループウェアシステムのバージョンアップは受託者の負担において行うこと。
- (2) 最新の OS、ブラウザに対応すること。
- (3) 対象施設及び設備等の追加、変更等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、委託者が実施できること。

2 環境要件

- (1) 本システムで導入するソフトウェアは ASP または SaaS 方式で運用するものとする。
- (2) 本システムは LGWAN-ASP またはインターネット分離クラウドであって行政(自治体)専用クラウドを用意すること。また、クラウドは受注者側で用意すること。
- (3) 本業務でデータセンターを用いる場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ① 良質なサービスを提供するための設備と機能を備え、運用管理が実施されること。
 - ② 日本国内に立地し、ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証及び ISO27017 (クラウドサービスセキュリティ) 認証を有した高品質なデータセンターであること。
 - ③ 建築基準法に規定する耐震構造建物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び水の被害を防止する措置が施されていること。また、定期的に点検されていること。
 - ④ 代替機等を常備するなど、重大障害時(サーバ機能停止等)にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
 - ⑤ 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
 - ⑥ 不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。
 - ⑦ 要請により立ち入り検査を受け入れること。

3 機能要件

(1) 機能要件

システムに求める機能要件については、別紙 グループウェアシステム機能要件確認票を参照し、適合状況を以下の【適合性】に基づき記載すること。

【適合性】

下記の基準を参考の上、◎、○、△、×で記載すること。

◎：パッケージ標準対応

○：オプション、カスタマイズ対応（別途費用を要する：対応費用を備考に記載）

△：代替案での対応（代替案を備考に記載）

×：対応不可

また、以下の条件を遵守すること。

- ① 機能範囲に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、見積りを含めて提案すること。
- ② システムの機能アップ、最新バージョンの適用は保守の範囲で対応すること。

(2) OS、ブラウザ

	グループウェア管理者・利用者
利用端末	・パソコン
OS	・Microsoft Windows10 以降の Pro エディション
ブラウザ	・Microsoft Edge (IE モードも可) または Google Chrome ※Edge の IE モードは Microsoft のサポートが終了するまで

4 サーバ要件

庁内設置形態の場合、以下を参考指標とする。

- ① サーバの種類や数量、OS・CPU・メモリなどのスペックについては、受託者の提案によるものとする。ただし、システムの安定稼働を必須とする。
- ② CPU・メモリなどの拡張が必要になった場合は随時拡張できる形態であること。
- ③ 全ユーザーが同時にアクセスできること。
- ④ 業務遂行上必要と思われるサーバ周辺機器について、本業務の範囲内として提案すること。

5 ネットワーク要件

- ① 庁内は既存 LAN を使用すること。また、ネットワークプロトコルは原則 TCP/IP とすること。
- ② 既設庁内ネットワークのアドレス体系に準じたネットワーク設定を行うこと。
- ③ データセンターとの接続においては、セキュリティを確保した回線を準備し、回線費用についても本業務範囲として含めること。

6 システム構築

受託者は、本システムの導入に当たり、以下の作業を実施するものとする。

項番	作業項目	仕 様
1	要件・仕様打合せ及び整理	システム設定の基準を委託者に説明し、設定条件を決定する。
2	マスタデータの登録	システムを使用する上で必要な施設に関する情報（職員情報、メールアドレス情報）についてシステムに登録する。 なお、登録項目は受託者の指定する様式に従って委託者が作成する。 受託者が主体となって準備作業を行うこと。 本市の役割は、確認作業等必要最小限とすること。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する機器上でシステムが問題なく動作することを確認する。委託者が動作確認や検証等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。
4	その他	・既存グループウェアシステム内のデータは新規導入グループウェアシステムには移行しない。 ・ユーザーの登録は委託者で実施する。

第3章 運用及び保守要件

1 基本事項

- (1) 事業者側で専任SEを配置したサービス拠点を設置し、障害発生時等には専任SEが速やかに修復するサポート体制を確保すること。
- (2) 当該システムに関する障害について、発生の要因（ハードウェア・ソフトウェア）に関わらず一時切り分けは受託者が行うこと。
- (3) 障害発生から復旧まで受託者が責任を持って対処すること。本稼働時には担当SEがサポートとして現地立ち会いを行うこと。
- (4) 契約期間中は、システムの操作など本市からの照会に速やかに回答できる窓口を設置すること。
- (5) システムのバックアップは受託者が日次で行い、障害発生時は早期に復旧ができるような体制をとること。
- (6) 運用・保守作業の実施内容について、その作業時及び定期的に報告書を作成し提出すること。

	サービスレベル項目	内容	基準値
システムの 可用性	稼働時間	サービス提供時間	24時間 365日（ただし、計画停止/点検保守/データバックアップ等のための提示された時間は除く。）
	計画停止	定期点検等のために計画的にシステムを停止する期間	事前に受託者との協議により定めた時間とする
	稼働率	年間総稼働時間から計画停止時間を控除したシステム稼働時間のうち、計画停止時間を差し引いた稼働時間の割合	99%以上
システムの 信頼性	ウィルス定義ファイルの更新	公表からセキュリティパッチの適用方針前の時間	速やかに適用を行うこと
	セキュリティパッチの適用方針	公表からセキュリティパッチ適用方針を決定し、委託者へ報告するまでの時間	速やかに適用及び報告を行うこと
	ミドルウェアのバージョンアップ	システム及びシステムを動作させる上で必要なミドルウェアに脆弱性が見つかった場合の対応	随時
	障害の復旧予定時刻の報告	障害の検知から委託者へ復旧予定時刻を報告するまでの時間	速やかに報告を行うこと
	障害の復旧回復時間	障害の検知から復旧回復までの時間	速やかに復旧を行うこと。
	リカバリポイント	災害初声時の復旧が可能な基点	日時取得するバックアップの前回実行時点

2 セキュリティ要件

- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの情報セキュリティの要求を満たす情報セキュリティ対策に取り組むこと。
- (2) 個人情報保護に配慮し、別添「個人情報取扱特約条項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、実施体制の中に情報セキュリティ責任者を設置し、業務実施メンバーの入退室や取り扱うドキュメント等の管理を徹底し、情報漏えい防止対策を万全に行うこと。また、緊急時の対処方法についても、あらかじめ策定しておくこと。
- (4) 本業務実施に当たり、業務実施メンバーに対しては、個人情報の取り扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。
- (5) サーバのウイルス対策ソフトは受託者側で用意し、機器使用期間中は定義ファイル等の必要な更新を行うこと。ただし、定義ファイルの更新については、インターネットに接続して自動的に取得するものではなく、定義ファイルを記録した記録媒体等を利用して行うこと。

第4章 その他

1 特記事項

(1) 研修

- ・研修の形態としては、動画研修・リモート研修も可とする。
- ・操作説明書、研修テキスト等を用意し、適切なスケジュール、方法で研修を行うこと（研修は2回を想定すること。）。
- ・通常の業務手順だけでなく、システムを円滑に運用できるように説明等を十分に行うこと。なお、説明については書類だけではなく実機を用いた研修とすること。
- ・研修受講者のシステム利用環境については、端末も含め委託者が用意する。

2 一般事項

- ・この業務における労働災害時の労災保険の適用は、受託者が加入する保険を適用すること。
- ・この業務の履行に必要な機器類、消耗品等は、特別の定めのない限り、全て受託者の負担とし、委託者の資産等を使う場合は、事前に協議すること。
- ・委託者の施設内において、この業務に必要な光熱水費は、委託者側の負担とする。
- ・受託者は、この業務の履行中において委託者又は第三者に害を及ぼした場合、委託者又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- ・受託者は、富里市の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。
- ・天災（地震を含む。）、その他不可抗力（戦争行為を除く。）により、物件が滅失又は損傷した場合の負担については、委託者と受託者で協議の上決定する。

3 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者双方で協議の上決定する。

4 担当者

富里市総務部広報情報課デジタル推進班

電話 代表 0476-93-1111

直通 0476-93-1119

FAX 0476-93-7810

メールアドレス johu@city.tomisato.lg.jp